

## カレコ・カーシェアリングクラブ 会員規約、貸渡約款ほかの改定について(詳細)

下記の項目について、当クラブの会員規約および貸渡約款を改定いたします。「旧」に記載されている内容から、「新」の内容に変更となります。  
2014年4月1日から施行します。

No	項目	条項	変更内容	
1	貸渡料金改定に伴う処置の改定	貸渡約款第11条	旧	前条の貸渡料金を第3条による予約した後に改定したときは、前条第1項にかかわらず、予約のときに適用した料金表によるものとします。
			新	前条の貸渡料金を第3条による予約した後に改定したときは、前条第1項にかかわらず、 <u>予約した利用開始時刻における料金</u> によるものとします。
2	個人会員の決済手段の明確化	会員規約第3条	旧	(4) 入会申込の際に決済手段として当該入会申込者が届けたクレジットカードがクレジット会社により無効扱いとされているとき、又は当社が承認したクレジット会社のものでないとき。
			新	(4) <u>個人会員において、入会申込の際に決済手段として当該入会申込者が届出たクレジットカード番号が、クレジット会社により無効扱いとされているとき、当社が承認したクレジット会社のものでないとき、又はデビットカードの番号等でクレジットカードの番号でないとき。</u>
3	郵便到着のみなし規定の追加	会員規約第7条	旧	なし
			新	(4) <u>当社が届出の住所に宛てて郵便にて発送した場合、通常到達すべき時期に到達したものとみなします。</u>
4	法人会員の決済手段の明確化	会員規約第11条	旧	4. 第2項に定める料金の支払いは、個人会員については、入会時に届出たクレジットカード決済によるものとし、法人会員については、指定口座振替、クレジットカード決済によるものとします。
			新	4. 第2項に定める料金の支払いは、個人会員については、 <u>当社に届出たクレジットカード決済によるものとし、法人会員については、指定口座振替、当該法人代表名義のコーポレートカード・ビジネスカード決済、あるいは当社指定の決済方法によるものとします。</u>
5	クレジットカードの決済方法の追加(再決済の実施)	会員規約第11条	旧	なし
			新	<u>6. クレジットカード決済を行っている場合において、当社がクレジットカード会社に所定の期日において所定額の決済を行うことができなかった際には、当社はクレジットカード会社へ再決済手続を行うことができるものとします。</u>
			旧	6. 指定口座振替又はクレジットカード決済を行っている場合において、当社が銀行又はクレジットカード会社に所定額の請求をできなかった際には、会員は当社からの請求に従い、直ちに不足額を当社に支払うものとします。
			新	<u>7. 指定口座振替又はクレジットカード決済を行っている場合において、当社が銀行又はクレジットカード会社に所定額の請求をできなかった際には、会員は当社からの請求に従い、直ちに不足額を当社に支払うものとします。</u>
6	規定内容の明確化	会員規約第12条	旧	4. 第1項の届出が行われなかった又は遅滞したため、当社からの連絡が到着しない等会員に不利益が生じても、当社は一切の責任を負わないものとします。
			新	4. 第1項の届出が行われなかった又は遅滞した、 <u>あるいは不備であったために、当社からの請求、通知、連絡その他の送付書類等が会員に到達しなかった場合、又は延着した場合、会員に不利益が生じても、当社は一切の責任を負わないものとします。</u>
7	休会費の設定	料金表備考	新	<u>会員規約 第19条4項に定める休会費 1,000円(最長2年)</u>